

## 令和元年 第6回蔵王町農業委員会総会議事録

第6回蔵王町農業委員会総会は、令和元年6月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	三沢 敏朗	山家 文一
村上 智彦	大和 憲男	會田 照
平間 昭男	鈴木 好和	山家 照雄
川村 富士男	我妻 義明	佐藤 雄一
杉山 由美子		

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村上 伸浩
書記	佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	第1号議案 会長の互選について
日程第3	第2号議案 会長職務代理者の互選について
日程第4	報告事項1 使用貸借権の解約について
日程第5	第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
日程第7	第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	第6号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
日程第9	第7号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第6回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時30分)

- 議 長 農業委員会等に関する法律第5条第4項及び蔵王町農業委員会会議規則第5条第2項の規定により、会長が欠けたとき、又は事故があるときは会長の職務代理者が議長の職務を行うとありますので、職務代理者が議長を務めさせていただきます。
- 議 長 これより会議を開きます。  
只今の出席農業委員は8名、推進委員は13名であります。  
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、令和元年第6回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、2番玉根可奈委員、3番菅井啓二委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 第1号議案 会長の互選についてを議題といたします。農業委員会等に関する法律第5条第2項及び蔵王町農業委員会会議規則第10条の規定により、会長の互選を行います。
- 議 長 議場を閉鎖いたします。  
[議場閉鎖]
- 議 長 会長の互選について、投票又は指名推薦のどちらの方法にするかお諮りいたします。  
[指名推薦の声あり]
- 議 長 只今、氏名推薦という声がありましたが、ご異議ございませんか。  
[全員より異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認め、指名推薦を行います。  
どなたが適任と思われる方を推薦願います。  
[武田明夫委員を推薦する声あり]
- 議 長 会長に、武田明夫委員の推薦がありました。ほかにございませんか。  
[なしの声あり]
- 議 長 他に推薦の声がございませんので、私、武田明夫委員を会長に選任することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり] ※全員の同意であることを確認した。  
異議なしと認めます。よって、蔵王町農業委員会会議規則第15条第2  
項の規定により、私、武田明夫委員が蔵王町農業委員会会長の当選人とな  
りました。

議 長 議場の閉鎖を解きます。  
[議場解鎖]

議 長 私、武田が蔵王町農業委員会会長になったことを蔵王町農業委員会会議  
規則第16条の規定により、互選の結果を報告いたします。  
[武田会長 当選を承諾し挨拶する]

議 長 続いて、事務局より宮城県農業会議普通会員について説明があります。  
事務局 長 それでは、宮城県農業会議普通会員についてご説明いたします。  
一般社団法人宮城県農業会議定款第6条第4項第1号の規定により、宮  
城県農業会議普通会員には、農業委員会会長、または当該農業委員会が指  
名した委員がなることとされております。つきましては、只今、互選され  
ました武田明夫会長を普通会員として報告してよろしいかどうかお諮り  
をお願いいたします。

議 長 只今、事務局長から説明がありました。  
宮城県農業会議普通会員として、蔵王町農業委員会からの普通会員を武  
田会長に決し、報告することにご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]  
異議なしと認めます。よって、一般社団法人宮城県農業会議定款第6条  
第4項第1号の規定により、私、武田会長が宮城県農業会議普通会員にな  
ることを報告いたします。

議 長 蔵王町農業委員会会議規則第5条第1項の規定により、引き続き議長と  
して議事進行いたします。よろしくお願いたします。

議 長 日程第3 第2号議案 会長職務代理者の互選についてを議題といた  
します。農業委員会等に関する法律第5条第5項及び蔵王町農業委員会会  
議規則第10条の規定により、会長職務代理者の互選を行います。

議 長 議場を閉鎖いたします。  
[議場閉鎖]

議 長 会長職務代理者の互選について、投票又は指名推薦のどちらの方法にす  
るかお諮りいたします。  
[指名推薦の声あり]

議 長 只今、氏名推薦という声がありましたが、ご異議ございませんか。  
[全員より異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認め、指名推薦を行います。

どなたが適任と思われる方を推薦願います。

[我妻 茂委員を推薦する声あり]

議長 会長職務代理者に、我妻 茂委員の推薦がありました。ほかにございませんか。

[なしの声あり]

議長 他に推薦の声がございませんので、我妻 茂委員を会長職務代理者に選任することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり] ※全員の同意であることを確認した。

議長 異議なしと認めます。よって、蔵王町農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、我妻 茂委員が蔵王町農業委員会会長職務代理者の当選人となりました。

議長 議場の閉鎖を解きます。

[議場解鎖]

議長 只今、会長職務代理者に当選されました我妻 茂委員が議場におられますので、蔵王町農業委員会会議規則第16条の規定により、当選の旨を告知いたします。我妻 茂委員は会長職務代理者の席に移動してください。

議長 会長職務代理者に当選されました我妻 茂委員より挨拶をお願いいたします。

[我妻会長職務代理者 当選を承諾し挨拶する]

議長 ありがとうございます。引き続き議事進行を進めてまいります。

議長 ここで、今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。先に申請人より当該申請の概要について説明を求めてよろしいでしょうか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。

議長 日程第8 第6号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて、利用権設定番号24番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。

[申請人 番号24番 入場]

議長 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について、説明をお願いしております。それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。

[申請人 番号24番 説明]

議長 説明が完了しましたので、申請人への質問を許します。

6 番 委 員 餃子の生産規模と何処で生産を行うのか。また、農地畑の管理は町内の人が行う予定なのか。

申 請 人 餃子の生産は宇都宮の業者に依頼する予定であります。工場については将来的には外注でやりたいと考えております。柿の栽培については町内の知人の方をお願いする予定です。

5 番 委 員 農事組合法人はいつ設立したのか。それと資本金と現在の売り上げはどれ位なのか。

申 請 人 東日本大震災前に法人を設立しておりますが、私、石館は未経験であります。法人前代表の知人であって東日本大震災の影響で烏骨鶏と駝鳥と馬を飼育しておりましたが、放射能の影響があり烏骨鶏を殺処分しました。馬を何とか飼育してほしいという願いがあって現在行っております。法人組合員は現在6名おります。震災後に休止状態となつて現在に至っていることから売り上げはありません。

4 番 委 員 今回、利用権設定する田畑4筆約4,000平方メートルの土地は直ぐに柿生産に取り掛かれる状態であるのか。

申 請 人 柿を植栽してから四年から五年と収穫するまでかかりますので、その前は大葉を生産する予定でございます。現状は、畑の部分は荒れている状況なので開墾までとは行きませんが、少しずつ耕作できる状態にして行く予定です。

4 番 委 員 契約期間が21年間と長期的な理由はなにか。

申 請 人 私が現在56歳なので、あと20年位は経営が出来ると思ひこの期間として契約いたしました。

4 番 委 員 現在の農地を耕作している規模はどれ位あるのか。

申 請 人 仙台市内愛子に約3,000平方メートル、菅原氏が5,000平方メートルでございます。

議 長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がありませんので、申請人への質問を打ち切ります。結果については後日、事務局より連絡いたします。

申請人のご退出ください。ありがとうございました。

[申請人 番号24番 退室]

議 長 なお、採決につきましては、日程第8第6号議案のなかで合わせて行います。

議 長 日程第4 報告事項1 使用貸借権の合意解約による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。

事 務 局 長 [事務局長朗読により報告]

事務局 今回、合意解約の農地につきましては、第7号議案で利用権設定される  
予定であることを補足説明いたします。

議長 報告が終わりましたので質問を許します。

議長 質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議長 質問がございませんので日程第4報告事項1を終わります。

議長 日程第5 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
を議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]

事務局長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当  
しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書の  
とおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書の  
とおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。  
[4番委員により現況報告]

議長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

樋口推進委員 参考までに、議案11番と12番の売買価格がわかれば教えてください。

事務局 議案11番は全面積で150,000円です。議案12番は全面積で1,  
000,000円でございます。

2番委員 質問というか、議案11番の譲受人の経営状況の自作地と経営地の合計  
面積35,936平方メートルと申請地の4筆36,281平方メートル  
と違っている理由を説明願います。

事務局 本来であれば、息子様への全面積贈与となりますので、申請地と譲受人  
の経営状況の面積は同じになるのです。しかし、申請地に記載している面  
積は法務局土地台帳の登記面積で、経営状況の面積は、一部耕作していな  
い農地面積を除いているので差異が生じておりますのでご理解願います。

議長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第5 第3号議案は原案  
のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第3議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第6 第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請についてを議  
題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

6番委員 議案4番5番については農地転用をして、荒井商事に貸してそこに建物を建てたということですか。

事務局 当初計画者の株式会社MKアシスト様が棚村道下14番地3、14番地6を地権者から借用して、そこに工場を設立して経営していくという計画です。当初、株式会社MKアシストと荒井商事株式会社が完成した工場を共同で経営する予定でありましたが、株式会社MKアシストが事業経営から撤退し、荒井商事株式会社が事業の譲渡を受けたために事業計画変更が生じたものであります。

議長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第6 第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第4議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第7 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議長 長 では、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。

[3番委員により現況報告]

議長 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

議長 長 質問はございませんか。

[なしの声あり]

議長 長 質問がございませんので採決いたします。日程第7 第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 長 異議なしと認めます。よって、第5議案は原案のとおり承認されました。

議長 長 日程第8 第6号議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第

3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

6番委員 議案24番の現地はどのような状況なのか。

事務局 利用権設定の場合には現地調査は行っておりませんが、先程の新規権利取得申請人から話があったとおり、直ぐには農地として利用出来ない状況となっていると思われます。

5番委員 議案24番の利用権設定の期間が21年間であり、通常の利用権設定の期間は長い期間で10年間であるけど何か理由があるのか。最長何年であるとかあるのか。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定期間については、最長何年という縛りはなく何年でも双方の契約次第で設定することが可能となります。

樋口推進委員 議案22番で土地の地目が田であります、利用目的が普通畑となっているが何を耕作するのか。

事務局 社会福祉法人大泉会で、銀杏の木を植栽して葉を薬草として使用する予定であります。

議長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第8 第6号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第6議案は原案のとおり承認されました。

議長 次の、日程第9 第7号議案は、議事参与の制限がございます。今回の議案は複数の委員が該当しております。

3番菅井啓二委員・大和憲男推進委員の退席を求めます。

[3番菅井委員・大和憲男推進委員退席]

議長 日程第9 第7号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 議長 [事務局長朗読により説明]

事務局 議長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議長 説明がおわりましたので質問を許します。

議長 質問はございませんか。



議 長 [なしの声あり]  
質疑がございませんので採決いたします。第7号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]  
異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり承認されました。3番菅井啓二委員・大和憲男推進委員の入場を許可します。

議 長 [3番菅井啓二委員・大和憲男推進委員入場]  
以上をもちまして本日の議事日程は全て終了致しました。慎重なご審議に感謝申し上げます。  
(午前11時30分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和元年6月26日

議 長

---

2番

---

3番

---